

●去勢不妊をせずに、のら猫へエサを与えて不幸な命を増やしている方はご連絡を。

手術の必要性を理解した途端、エサあげをやめた人が訴えられました。一旦エサをもらうことに慣れた猫への裏切りであり、適切な給餌給水の義務に反し、動物愛護法違反。罰金刑を受けると前科がつきます。

●飼い猫・飼い犬に去勢不妊を受けさせていない人を当方までご通報ください。

●ペット店から買う予定の人を教えてください(生体を売る人も買う人も反社会的)

~~~~~

福島市矢剣町 1 1 - 3

主婦 星 野 024-563-7650 (tel fax)

森合に、産ませたことを隠す為に、山へ猫を捨てた飼い主がいます。  
飼い主は福島じゅうで有名になり、嫌われ者になりました。



### ●のら猫問題

エサをやるだけの人は「のら猫だから手術までは...」と言って不妊手術費を出しません。エサやるだけの人のために「のら猫」だということは、不妊手術費を出す人にとってものら猫なのです。なので、のら猫だから不妊手術費は出さなくても良いという解釈は間違いです。

有志が全頭に去勢不妊をしても決して安心できません。なぜなら、エサを与えるだけの人は一カ所ではなく、あっちこっちで置きエサ、投げエサ(車で来て投げていく)をし、後片付けをせず、去勢不妊をせず、不幸な命を増やしているものです。そして、猫が増える地域には、必ずといっていいほど毒殺する者がいます。

### エサを与えるだけの人は

- ・不幸な猫を増やす立場にいます。
- ・有志の財産権を侵害します。有志がエサを与えるだけの人に強要されて不妊手術費を出す訳ではないが、不幸ないのちを増やす人がいてこそ、有志が手術費を出すハメになるのです。なので因果関係があります。不幸な動物を無視できない性分を有している(公益性がある)からこそ因果関係です。不妊費用を出した側はエサをやるだけの人の損害賠償請求ができます(民697条 事務管理)・エサやるだけの人も権利を主張するだろうが、双方が権利を主張した場合、公益性の高い側の権利が優先されます。(民1条~~私権は公共の福祉に適合しなければならない。権利の乱用は許されないということ)



### ●飼い犬・飼い猫問題

産ませた飼い主は命を持って余し、一日も早く、家から追い出す目的で飼ってくれる人を探すので、実質遺棄。一方、譲り受けるほうは誰しもが初めは「一生、大切に大切に飼います」と言いますが、最後まで飼えない人が後を絶ちません。事実、保健所に持ち込まれた命は、初めは大切に飼われた命。

裏は去勢不妊を受けさせない飼い主への署名簿です